

青森県報

第六百一十一号

令和五年
五月十七日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
 - 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……一
 - 生活保護法による指定施術者の廃止の届出……………(同) ……二
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術者の廃止の届出……………(同) ……二
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二
 - 証紙売りさばきの廃止……………(会計管理課) ……三
- 公 告
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(人事課) ……三
 - 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……三
 - 右 同……………(同) ……四
 - 右 同……………(同) ……四
- 出先機関
- 土地改良事業の工事の完了……………(三八地域) ……五

人事委員会

○人事委員会規則一四一〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(事務局) ……五

公営企業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院管理局) ……六

告 示

青森県告示第二百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
北園内科クリニック	十和田市西二十一番町一四の三八	令和五・四・一
そうた歯科クリニック	弘前市大字豊原一丁目四の一	〃
きたぞの薬局	十和田市西二十一番町一四の二〇	〃

青森県告示第二百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
中里医院	上北郡野辺地町字上小中野八	令和 五・二・二五
小堀クリニク	弘前市大字中野二丁目二の二	五・三・二四
泉山内科	十和田市大字相坂字小林一四〇の一	五・三・三一
赤石歯科医院	弘前市大字上瓦ヶ町一七の二	〃

青森県告示第三百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	廃止年月日
姓名 慶子	十和田市元町西二丁目一の一七	令和二・三・一

青森県告示第三百五十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」によ

る生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
北園内科クリニック	十和田市西二十一番町一四の三八	令和 五・四・一
きたぞの薬局	十和田市西二十一番町一四の二〇	〃

青森県告示第三百五十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	廃止年月日
姓名 慶子	十和田市元町西二丁目一の一七	令和二・三・一

青森県告示第三百五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	調剤薬局ツルハドラッグ弘前外崎店	所 在 地	弘前市大字外崎三丁目五の一	指 定 日	令和五年五月一日
-----	------------------	-------	---------------	-------	----------

青森県告示第三百五十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和五年四月三十日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市大字大野字山下一六二の六
有限会社矢野松代酒店
- 二 売りさばき場所
青森市大字大野字山下一六二の六

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
人事給与ータルシステム維持管理業務委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部人事課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和五年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目七の一
- 六 契約金額
五千五百万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定による
- 八 契約の相手方を決定した手続
契約の相手方の見積額が予定価格の範囲内であったことによる

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、浅水筒口幹線用水路地区の県営土地改良事業(農業水利施設保全合理化事業(長寿防災型)(更新型))計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年五月十八日から同年六月十四日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、北
向堰頭首工地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型）
（更新型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に
供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して
十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して
六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを
提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に
対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければな

らないこととされている。

令和五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年五月十八日から同年六月十四日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、根
岸揚水機地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型）（更
新型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供す
る。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して
十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して
六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを
提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に
対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければな
らないこととされている。

令和五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年五月十八日から同年六月十四日まで
縦覧の場所

八戸市庁

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

同心町地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の第三項の規定により公告する。

令和五年五月十七日

三八地域県民局長

菅

孝

一 県営土地改良事業の名称

ため池等整備事業（用排水施設整備）

二 工事完了年月日

令和五年三月二十三日

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月十七日

青森県人事委員会委員長

奥

崎

栄

一

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項中

<p>二 各課等共通</p>	<p>イ 課長</p> <p>ロ 室長</p> <p>ハ 課長代理（部若しくは局の組織若しくは人事に関する事務又は課の人事事務等を主として担当するものに限る。）</p> <p>ニ 室長代理</p> <p>ホ グループマネージャー（課の人事事務等を主として担当するものに限る。）</p> <p>ヘ 総括主幹（部の組織又は人事に関する事務を担当するものに限る。）</p>
<p>二 各課等共通</p>	<p>イ 課長</p> <p>ロ 課長代理（部若しくは局の組織若しくは人事に関する事務又は課の人事事務等を主として担当するものに限る。）</p> <p>ハ 副参事（課の人事事務等を主として担当するものに限る。）</p> <p>ニ グループマネージャー（課の人事事務等を主として担当するものに限る。）</p> <p>ホ 総括主幹（部の組織又は人事に関する事務を担当するものに限る。）</p>

に

を

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年五月十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
手術用顕微鏡 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和五年三月三十日
- 五 落札者の名称及び住所
レジットメディアイカル株式会社
青森市虹ヶ丘一丁目五の六
- 六 落札金額
一億七百十七万三千円
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和五年二月二十日

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭